(5)

隔実施、 そしてこれを機

を養成する研修の完全遠



づき、

24時間体制で厚生

が見込まれる場合は、

が多人数に供給される水

捩れ に対応。

MB-S型

URL http://www.morita-tekkousyo.co.j 支店·営業所 北海道·仙台·東京·長野·名古屋·大阪·広島·九州

康危機管理実施要領に<br />
基

に関わるデー

タである。

労働省に報告があるべ

き

な情報収集システムを導

ぜひ水道に関しても迅速

て集計値が分かるとい されておらず、

増えていることである。 徴として、調査地点数が

浅見

生活環境研究部上席主任研究官国 立 保 健 医 療 科 学 院

水道水質を取り巻く課題と求められる対策

ないが、看過できない重影響などがあるかもしれ る。これには夏の気温の の項目で超過数が横ば 気関連以外では、 要な変化である。基準 過がなかった臭素酸と臭 または増えているのであ すべて 超 重 においても平成26年度の ことである。当日の資料 違いがある可能性がある

ることである。 基準超過 次に、データの収集に 過の原因や対応について 計するシステムが導入さ ように全国のデー ロナの関係では、 認しようがない。 れても、実際の状況を確 データの修正が記述され 遡って修正さ -タを集 毎日の 新型コ る。迅速な対応が必要である項目の上昇が見られ など、 ミでの超過が見られるこ 保存による劣化で塩素酸 酸ナトリウム溶液の長期

調べる必要がある。

ど高度な機器が導入さ 分析できる質量分析計な 握している。精密質量も 水質上重要な管理点を把 は、水安全計画を策定し、 大きな水道事業体で ■三極化する水質課題

**分 概 森田鉄工所** 

ヤノジョイント

新型コロナウイルスの感染拡大により、 水道インフラの原点とも言える安全な水供 給の意義が改めて問われている。さらに、 六価クロム化合物、PFOS・PFOA、 表流水への紫外線処理の拡大などの制度変 更も行われ、気候変動に伴う豪雨対応など

とを実感している。 で想像できなかったスピな変化があった。これま 継続すべき社会基盤とし 会に一気に進んだテレワ て、浄水処理、配水が行 々のテレ会議とさまざま 水道事業については、 ドで世の中が変わるこ 国際会議を含め種 一般的に水質 水道水質に

分析を行っていると伺っ 等を併用しながら何とか 要があるため、交代勤務 困難な中、「水を

基準超過の重大さ認識を

も、至急改善が必要なクジウム等の対策としてでなく、クリプトスポリ

ノである。水質検査だけ

起これば、数十万人に対 きな事業体で基準超過が

ている。

する給水停止や摂取制限 つは、基準超過数が増加 べき値である。 を伴う給水継続を検討す **題点があると考える。** している項目が多いこと この数値には四つの問 直ちに浄水処理の徹底や

である。平成29年度に超 がある。 採水の改善を含む対策を の方策が検討される必要 場合は給水停止やその他 とが望ましく、 基準超過が起こらないこ 報告され、そう簡単には 再検査した結果が 同じ自治体の中の簡易水

今一つは、その中で間 その場合、これまで十分 た事例が含まれているこ 道を水道事業体が統合し 特に消毒副生成物やアル 地点数が増えたのではな が担うこととなり、調査査を上水道の水道事業体 水道の浄水処理、 な管理が難しかった簡易 とに起因すると考える。 いかと考える。その場合、 れている。水安全計画が みならず、事故時の対策れ、定期的な水質検査の 策定された事業体は全体 や研究的な内容も実施さ

そらく水質検査は委託等 っと少ない。 専門職がいる事業体はも すなわち水質管理の

のほぼ3割程度であり、 自前で分析ができる事業

リプトスポリジウム等の もしくはレベル3の施 をで、平成31年3月末に で、平成31年3月末に <u>6</u>面 「へ続く

は対応が急がれる。国民の水質への関心は 一層の高まりを見せていくだろう。技術編 では"水質管理』に着目し、最新の論点、 制度の動向などを解説する。

今回は水道水質を取り

の課題とともに、水道事業の現場において

厚生労働省の各種対策の 宿舎を一時的に提供し、 からの帰国者に当院の寄 響が出ていることと拝察 の業務や生活に大きな影 染症の影響により、日々 ハックアップ、保健所長 新型コロナウイルス感 2月の中国・武漢 したい。 ていることに改めて感謝

働省の水質基準逐次改正 巻く課題と事業現場につ クロムの基準値を改正す 検討会が開催され、六価 について記述したい で三極分化している状況いて、少し長期的な視点 する注目点、 ■近年の制度改正に対 留意点 が少なくなっており、基からの溶出の影響がある 準値変更にそれほど問題

排出や河川での検出が社10年ほど前に企業からの から流れ出る難燃剤によ 会問題になった関西地区 はなかった。 有機フッ素化合物は、 米軍基地や関連施設

る水汚染の不安がテレビ

質であるが、

環境中の濃

クロロ酢酸1/835

クホルム条約により使用 生活の中で普通に化学物 こととなった。もともと めの暫定目標値を定める国の動きも踏まえて、低 質として使われていた物 PFOAについては、 禁止となったPFOS、 低 各

検出されていても配水管 温の高さからか滞留時間 着かない年であった。こ などがあり、非常に落ち 値ぎりぎりになった事例 網末端で一般細菌が基準 の長い管路内で微生物濃 残留塩素が

8、塩素酸8/8354、 過が多かった点である。働省の調査報告で基準超 基準超過数/調査地点数 一般細菌5/836

6であった。 準超過の数が少なめに見

## 業務を継続してくださっ止めない」という思いで 極分化する現場状況

ている。 れた。資料は厚生労働省物の件などの討議が行わ 六価クロムは給水装置 ムページに掲載され

り巻く課題の注目点 ■昨今の水道水質を取

国の毒性評価に幅があく 高まった。日本でも以前に取り上げられ、関心が まである。 から要検討項目に入れて 国により値がさまざ

しかしながら、ストッ る 切替えや粒状活性炭処理 る。すでに検出濃度が高度も下げていく必要があ などの対策が行われてい い浄水場では取水系統の

夏の気 に水質基準項目等の検出 対する所感 検討会では、そのほか

ジェオスミン5/767

マンガン2/7687、

は、平成29年度の厚生労 状況について報告がなさ 筆者が特に触れたいの

/6636、色度7/6 味2/6636、臭気6 TOC2/836 MIB1/76

管路の水の流れ、管路の低下したようであるが、 管理は極めて重要である と再認識した事例であっ 準項目等の検査状況に ■昨今の全国の水質基 823、鉄3/7782、3、アルミニウム14/7 アルデヒド1/835 シ1/8355、ホルム ・、ブロモジクロロメタ クロロ酢酸8/835

上下水道事業に 新しい **●** VEOLIA

日水協

通

弾 水道 技 術編

## 課題と対応策

## 而農補始余

# 大阪市水道局

KEEP THE LIFE LINE

## A形・K形・T形

特長

- ●既設A形、K形およびT形管路の 耐震補強
- ●3DkNの離脱防止性能
- ●金具取り付け後も継手部は許容 曲げ角度まで屈曲可能
- ●特別な工具不要、スピーディーに 簡単施工
- ●離脱防止金具設置部に取付可能

## フランジサポート



岡山市水道局 共同開発·共同出願

#### フランジ継手部の 耐震性能を向上

#### 特長

- 本製品を取り付けることにより、 フランジ継手部が3DkNの離脱 阻止性能を発揮
- 金具の六角ボルトを締めつける だけの単純構造
- ●仕切弁の座など、フランジ外周面 が円形でなくても取り付けが可能
- ●フランジボルト取替時など応急 治具としての使用も可能

政府6省による「インフラメンテナンス大賞」 受賞



www.taiseikiko.com

本社/大阪市北区梅田1丁目1番3 TEL.06 (6344) 7771 (大代表)

※本広告掲載の、製品の 外観・仕様は予告なく変 更する場合があります。

などの小規模施設であ

定施設数)、(水道法適いない施設(レベル未判

とになったのはそのよう

ムページに掲載するこ

新型コロナウイルスの

ンスの翻訳を科学院のホ

のおそれの判断を行って

質検査やいまだにクリプ

第3のグループは、 かと考える。

おく必要がある。WHOは水道関係者で共有して

があり、このような性質 **槽等に関する問い合わせ** 

トスポリジウム等の汚染

える必要があるのではな の業者と共に改善策を考 名を公表し、

はそのような施設は

題になるのではないかと

|感染が起こった際に問

して手を洗ったり、こは考えにくい上に、空

水道水の飲用による感染

代では8割程度がピロ

素消毒により消毒された

再注目されている。

0年ごろ幼児だった世

れています。

月30日厚生労働省令第1 関する省令(平成15年5

適合するものでなければ

水道水は、水質基準に

となってきたとする説が

使うことができる。

ペプール水、排水、 浄化 今般も各所から水道

ワーを浴びたり、

調理に

世代では1割程度に減少 980年代に幼児だった 菌を保有していたが、

しているからである。

ピロリ菌は幼少期(3

**厄惧している。個人的に** 

率を変えてでも優先的に

■注目を集める感染症 ・

これは水道にとって大き

ている施設もあり、補助人ポリジウムが検出され

すでに原水でクリプト

がいだろうか。 きする必要があるのでは ないだろうか。

スの結果から、塩素が有つインフルエンザウイルであり、同様の性質をも

ピロリ菌に感染したことし、飲料水、食べ物からの井戸水などを原因と

■水道水質基準につい

水道法第4条に基づく

分類については、浄水 における検出状況に加

え、環境汚染条状況の

推移や生成メカニズム、

浄水処理における除去

性等を総合的に評価し

5面から

改正時期	改正内容	改正内容の審議
平成20年4月1日施行	○水質基準: 塩素酸を水質基準に追加。基準値を0.6mg/Lとする。 ○水質管理目標設定項目: 従属栄養細菌、フィブロニル(農薬類の中の1項目として)を追加。	厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成18年8月4日、平成19年 10月26日)において審議
平成21年4月1日施行	○水質基準: ・「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止。(水質管理目標設定項目に位置づける。) ・「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更する。 ・「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に係る水質基準を3mg/L以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目: ・「アルミニウム及びその化合物」追加 ・「1,1-ジクロロエチレン」の追加 ・「ラクロロエチレン」の追加 ・「ラクロロアセトニトリル」、「抱水クロラール」の目標値の変更 ・農薬類の対象リスト中、「EPN」、「クロルビリホス」の目標値の見直し ・「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の削除	厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成19年10月26日、平成 20年12月16日)において審議
平成22年4月1日施行	○水質基準: 「カドミウム及びその化合物」に係る水質基準を0.003mg/L以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目: ・「1,1,2-トリクロロエタン」の削除 ・農薬類の対象リスト中、「イソプロチオラン」、「ジチオビル」、「メフェナセット」、「ブロモブチド」、「エスプロカルブ」、「ビリプロキシフェン」の目標値の見直し	厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日、平成 22年2月2日) において審議
平成23年4月1日施行	○水質基準: 「トリクロロエチレン」に係る水質基準を0.01mg/L以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目: ・「トルエン」の目標値の変更 ・農薬類の対象リスト中、「ペンシクロン」、「メタラキシル」、「ブタミホス」、「ブレチラクロール」の目標値の見直し	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成22年2月2日、平成22年 12月21日) において審議
平成25年4月1日施行	○水質管理目標設定項目: 農薬類の分類の見直し	厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成25年3月19日)において 審議
平成26年4月1日施行	<ul> <li>○水質基準:</li> <li>亜硝酸態窒素を水質基準に追加。基準値を0.04mg/Lとする。</li> <li>○水質管理目標設定項目:</li> <li>・「アンチモン及びその化合物」、「ニッケル及びその化合物」の目標値の変更・農薬類の対象リスト中、「オキサジクロメホン」、「オリサストロビン」、「カズサホス」、「グルホシネート」、「ジチオカルパメート系農薬」、「チアジニル」、「トリクロルホン(DEP)」、「ピラクロニル」、「フェントラザミド」、「ベンゾビシクロン」、「メコブロップ(MCPP)」、「メタム (カーバム) 」の目標値の見直し</li> </ul>	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成26年1月14日) において 審議
平成27年4月1日施行	○水質基準:  ・「ジクロロ酢酸」に係る水質基準を 0.03mg/L 以下に強化する。 ・「トリクロロ酢酸」に係る水質基準を 0.03mg/L 以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目 ・「フタル酸ジ (2- エチルヘキシル)」の目標値の変更 ・農薬類の対象リスト中、「 1,3- ジクロロプロペン」、「オキシン銅」の目標値の見直し	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成27年2月5日) において 審議
平成28年4月1日施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「アシュラム」、「ジクロペニル」、「ダイアジノン」、「トリシクラゾール」、「フェニトロチオン」、「マラチオン」の目標値の見直し	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成28年2月17日) において 審議
平成29年4月1日施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「ピロキロン」、「ベンゾフェナップ」の目標値の見直し ・「ダゾメット」、「メタム(カーバム)」と、要検討農薬類「メチルイソチオシアネート(MITC)」を統合して、対象リストの「ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート」とし、目標値を見直し ・対象リストに「テフリルトリオン」を追加	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成29年1月31日) において 審議
平成30年4月1日施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「2,4-D(2,4-PA)」、「イソキサチオン」、「シアナジン」の目標値の見直し ・対象リストから「ジチアノン」、「ジメピペレート」を削除 ・「プロチオホス」について、オキソン体の濃度も合計して算出	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成30年2月15日) において 審議
平成31年4月1日施行	○水質管理目標設定項目 ・農薬類の対象リスト中、「カルパリル(NAC)」、「プロペナゾール」、「メタラキシル」の目標値の見直し ・対象リストから「エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)」、「エトリジアゾール(エクロメゾール)」、「カルプロパミド」、「メチルダイムロン」を削除 ・「オリサストロピン」について、代謝物「(5 Z) ―オリサストロピン」の濃度も合計して算出	厚生科学審議会生活環境水道部 会 (平成31年3月13日) において 審議
令和2年4月1日施行	○水質基準 「六価クロム化合物」に係る水質基準を0.02mg/L以下に強化する。 ○水質管理目標設定項目 ・「ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)」を追加。 ・農薬類の対象リスト中、「カルタップ」、「ジクワット」、「プロチオホス」の目標値の見直し	厚生科学審議会生活環境水道部 会(令和2年3月23日) において 審議

(厚科審第5号) 3 • 逐次改正方式 I・基本的考え方

きであり、世界保健機関常に見直しが行われるべ最新の科学的知見に従い

28日厚生科学審議会答申【参考•平成15年4月 討を進めています 考えから、必要な知見 新の科学的知見に照ら ましたが、厚生科学審 て改正していくべきと 会答申において、常に (厚労省HP) 逐次

平成15年に水質基準 平成大学薬学部薬学科教 三室室長>西村哲治帝京 憲弘国立医薬品食品衛生 境情報研究院教授▽小林 志横浜国立大学大学院環 工学研究科教授▽亀屋隆 伊藤禎彦京都大学大学院 寄生動物部主任研究官> 究部上席主任研究官▽泉 健医療科学院生活環境研 信司国立感染症研究所 委員=浅見真理国立保

難である。早急に「目詰うな水質の実態把握も困 20年が経過しているが れの判断さえ行われてい 課の調査対象浄水施設数 生町でクリプトスポリジ **小道の中だけでもまだ1** 発生事例が起きてから<br /> 5施設、厚労省水道 平成8年に埼玉県越 飲料水供給施設に 汚染のおそ

### 安全な水を気兼ねなく使え 注目集める感染症対策の意義

密を避ける、

るピロリ菌 がんと関連するとされ がれと関連するとされ 公衆衛生分野では、衛

生的な水道が普及する前

模な水道の安全性確保は つと言われるほど重要

る。日本では人々の衛生 いうことはもちろんであを触らない必要があると な水道水を気兼ねなく使 概念が進んでおり、安全 触感染とされており、3伝播は主に飛沫感染と接 共通の物品 る。幼少期の水道普及の保有率が減る見込みであ な生活基盤である。 び将来はかなりピロリ菌

憲法にも示された権利の 衛生的な水の確保は、

ると考えられるが、少な高塩分など他の要因もあ 与える生活習慣や喫煙 では感染率が低いとする くとも日本人の現在およ れている。水だけではな 内外で複数の論文が出さ 研究について、最近も国 しないため、水道が普及 し衛生環境が整った現在 家族が離乳食を噛み

## 水道水質基準の考え方と動向

#### 改正経緯と逐次改正のこれまで

け、必要な情報・印見の目を要検討項目と位置付

出実態が明らかでない項い物質や水道水中での検

を水質管理目標設定項

毒性評価が定まらな

目等の検査について、サ道事業者は、水質基準項収集に努めています。水

〇水道水質基準の制定 ■水道水質基準の改正

報提供することとなって

画を策定し、需要者に情イト内リンク水質検査計

のです。 正が行われ制定されたも は、平成15年に大幅な改現在の水道水質基準 平成4年の水質基準の

経過し、①消毒副生成物大幅な改正から約10年が されていること③世界保 原性微生物の問題が提起 リジウム等の耐塩素性病 いること(2)クリプトスポ 飲料水水質ガイド

――等の社会的、科学的が求められていること 管理の分野においても より合理的かつ効率的 改革や公益法人改革の あり方を検討すべきこ 水質検査につ しなど水道水 正方式)によることとし、Vision゚ (逐次改 するという方式を改める

らしめるためには、例えているが、これを実効あ 正方式によることとされ いても、理念上は逐次改 としている。 わが国の水質基準にお 関連分野の専門家か

状況を踏まえ、平成14

月24日に厚生科学審

会あて厚生労働大臣よ

いて諮問がなされま

成15年4月28日に答申が

議を設置することが有益

厚生科学審議会から

労働省として水質基準等

に係る制度の制定・改

逐次改正検討会委員】

**大学大学院工学研究院環** 

座長=松井佳彦北海道

■水道水質基準の逐

による問題が提起されて の問題や新たな化学物質 水質基準 (水道法第4条、省令) められていること (4規制的に改定すべく作業が進 水質管理目標設定項目 (局長通知) 要検討項目 (課長通知)

の3訂版では、 **₽** 毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等 全47項目について情報・知見を収集 今後は

重金属、化学物質については浄水から評価 値の10%値を超えて検出される等(評価値 が暫定であるものを除く) 水道事業者等に遵守義務・検査義務あり

務が課されています。

水質基準以外にも、水

水道事業体等に検査の義 ならず、水道法により、

健康関連31項目+生活上支障関連20項目 ないものの水質管理上留意すべき項目等 水道事業者等が水質基準に準じた検査等

の実施に努め水質管理に活用 健康関連13項目+生活上支障関連13項目

ニのうちの1項目は「農薬類」であり総農薬方式による評価 Σ(各農薬の検出値/各農薬の目標値)<1

> 最新の知見により常に見直し (逐次改正方式)

水道水の水質基準等の体系図



道

または給水管を0・05

に合わせ、

**昭/Lを0・02 昭/L** 

施行日は令和2年4月

ただし、

改正内容は、水質基準項目である六価クロム化合物に関する規制強化、有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の水質管理目ンター教授)の第21回会合では、厚生労働省の水質基準逐次改正検討会で取りまとめた水質基準の改正方針案について承認した。3月23日に開かれた厚生科学審議会生活環境水道部会(部会長=古米弘明東京大学大学院工学系研究科附属水環境工学研究セ

標設定項目への引き上げ、

農薬類7項目の見直しで、

六価クロム化合物に関する基準の一部を除き、

4月1日に適用された。

ことを承認した。この値 として50mg/ Lとする OSとPFOAの合算値

および材質の基準に係る

ムー原子吸光光度法を削について、当初はフレー

ていたが、新基準を満た除する方針で検討を進め

数値を採用している。 最も安全側に設定された

カルタップの強

れる有害性評価値の中で

引き上げと同項目に設定

ている六価クロム化合物

基準見直

し関連通知

満たす給水装置の供給に

の浸出性能基準の適用日

3月23日に開かれた審議会会合

部を改正する告示」

大臣が定める方法等の

小供給事業者、

の規定に基づき厚生労働

する省令」

(令和2年厚

生労働省令第38号)

「水質基準に関する省令

95号)および「水道法施

し添える。

和2年厚生労働省告示第

法の一部を改正する件\_ が定める遊離残留塩素及 び結合残留塩素の検査方 定に基づき厚生労働大臣 行規則第17条第2項の規 (令和2年厚生労働省告 が公布され、

日から施行されることと いずれも令和2年4月1

製造品目

基準に関する省令」(平 01号)の一部を改正す 成15年厚生労働省令第

合物)に基づき、

影響評価(六価クロム化 基準改正に係る食品健康 で内閣府食品安全委員会 より通知された、水道に より供給される水の水質

改正の趣旨

朝日鋳工株式会社

耐震型ダクタイル鋳鉄異形管

GX形 呼び径75~400 NS形 呼び径75~300

〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町六丁616番地 TEL 072 (271) 1561 FAX 072 (271) 1810

代表取締役社長 平 山

響評価を含む最新の科学 食品安全委員会の健康影 リストについて、 設定項目15) 年厚生労働省告示第31 に定めた水質管理目標設 局長通知別添す の対象農薬 ( 平 成 15 内閣府

令和2年4月1日から施 用水道の設置者ならびに びに厚生労働大臣認可の 途通知していることを申 水道事業者および水道用 的な助言であることなら 国設置専 材質の基準に関する省令 26 条第2項の規定に基づき 省告示第45号) する試験(平成12年厚生 材質の基準に係る試験 働大臣が定める方法 令の規定に基づき厚生労 年厚生省令第15号) 準を定める省令 厚生労働大臣が定める遊 成15年厚生労働省告示第 雕残留塩素及び結合残留 (平成9年厚生省告示第 (平成9年厚生省令第14 給水装置の構造及び 資機材等の材質に関 給水装置の構造及び 水質基準に関する省 水道施設の技術的基 (平成 12 伞 る省令の一部改正につ を「0・05幅/上以 であること」 第 3

材料(金属以外のものに器具、その部品又はその 省令の一部改正につい る給水装置に用いられ

給水装置の構

給水用具を0・005 覧 のうち、水栓その他端末 給水装置の浸出性能基準 を0・002 m/t 現行値O・OO5 嗎/L 準の現行値〇・〇〇5g 02㎏/上に、薬品等基 値0・05 覧/ Lを0・ いては、水質基準の現行
六価クロム化合物につ Lを0・002幅/L Lを0・002m/L 末端以外の給水用具 資機材等材質基準の 準に関する省令等の改正 4月1日からの水質基 厚労省 給水装置の構造 試験の浸出液の分析方法 された農薬類に関する目

質管理目標設定項目への 等に発出した。 見直され PFOS・PFOAの水 連した省令および告示、 るのは、六価クロム化合 道府県および水道事業体 物に関する規制強化に関 留意点を全国の都 施行通知とと 厚生労働省は 究所のHPで質疑応答集 標値に関する内容。この 水質基準項目に設定され 新たに追加された「固相 の検査方法については、 うち、PFOS・PFOA 省令改正においては、 液体クロマトグラ 以下であること」に改め 基準に関する省令 た。この改正に合わせ、給

などの関連資料は厚労省 和2年3月30日、 発0330第1号・ 令の一部改正等につい ※本文中に出てくる表 (施行通知) (生食 通知」)の一部を改正し、

する省令等の一部を改正 生・食品安全審議官) 労働省大臣官房生活衛 厚生 自治法 御配意をお願いする。る周知指導につき特段の 行することとした。 用水道の設置者等に対す 水道用水供給事業者、 (昭和22年法律第 本通知は、 地方 専

項の規定に基づく技術 第245条の4第

及び材質の基準に関す

六価クロム化合物の基 と」に改めるものであ 02 11/2 上以下である 同省令の表について 水質基準に関 から「0 又は給水管の浸出液に係 ている給水用具の浸出液置の末端以外に設置され の浸出液に係る基準につ 「以下であること」から ては「0・005層

PFOS 検査方法Q&A公表 05 11/2 L以下であるこ 0 - 0 2 11/2 L について、基準を「〇・ 規定する給水装置浸出性 9年厚生省令第14号)

設の技術的基準を定める 能基準、ならびに水道施 (平成12年厚生省令 省令の制定および水道法 通知「水質基準に関する 関する目標値に関する見 目に設定された農薬類に 項目への引き上げと同項 OAの 水質管理 目標設定 る。 12日付の厚労省健康局長 いて」などの関連通知 平成15年10月

等が改正された。 PFOS・PFOAに 答集は、 体クロマトグラフ―質 加された「固相抽出-

省令

基準及び資機材材質基準

部第3室のウェブペ 分析法」に関する質疑 国立医薬品食

などの改正を行ってい 目標値をPFOSとP 定項目に引き上げ、 項目から水質管理目標 従来の要検 暫

OAの合算値として50 検査方法として新たに PFOS · PFOA 響評価に基づき、対象農安全委員会の食品健康影

g/Lとした。

寄せられた。 ては、カルタップの強農薬類の見直しにつ 政支援を要請する意見 員からは事業体の具体 れる見通しだとした。 課から留意事項等が示 検査方法については、 な対応への国の技術・ 行に当たって厚労省水 ・05m/L)、ベ (同0・03m/L チオシクラム

では、5229件の意見するパブリックコメント が寄せられた。 設定項目の改正案」に 「水道水の水質管理目 PFOSSPFOA

厚生科学審議会生活環境水道部会

セトキシジムの強化(同 • 4 mg/L → 0 • 2

FOA [ペルフルオロオクタンスルホン酸]、P

FOS 「ペルフルオロオ

有機フッ素化合物(P

ら、削除を見合わせた。す検査手法もあることか

従来の要検討項目から水 クタン酸])については、

質管理目標設定項目に変

暫定目標値をPF

### Challenge to change.

チャレンジの中に、チェンジがある。

クリモトは2019年2月で創立110周年。挑戦と変革の第一歩として、企業ロゴをリニューアルしました。

頭文字の「K」は3つの「I」(Infrastructure=インフラ・Industrial facility=産業設備・

Innovation=イノベーション) を意味する矢が、境界線を越えていく姿をイメージ。

新しいチャレンジで、夢ある未来にチェンジしていく。これからのクリモトにご期待ください。



株式会社 栗本鐵工所

http://www.kurimoto.co.jp/

影響評価を受けて、

基準に関する省令(平成

15年厚生労働省令第10

とを確認できる場合に

号) において、 六価ク

日に通知された内閣府食

行った検査の結果を含め

改正後の基準値(0

基準値が改正されること

基準値となる0

範囲内で任意としたこ

を所定の倍率から一定の 製水で希釈する際の濃度 調製時、標準原液から精

及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)

等並びに水道水質管理に

道法施行規則の一部改正

関する省令の制定及び水

おける留意事項につい

て」(平成15年10月

・ペルフルオロオクタ

六価クロム化合物の水質

2別表第4において、

いては、令和元年8月6

六価クロム化合物につ

ているが、

基準値の改正

品安全委員会の食品健康

省令等の改正につ

することができるとされ 減じることや検査を省略

変化したおそれがある場

素酸を追加したこと。

ったこと。

とが確認できたため、塩

同時測定が可能であるこ

理目標設定項目15)」

所要の改正を行

関連通知の改正

「別添2農薬類(水質管

の2において、標準液の

意事項は次の通りであ

らの改正に係る留

また、標準液の濃度が

合は確認試験等を実施す

水質基準に関する

る留意事項

する省令等の改正に係

であるなどの条件を満た

検査回数を

ること。

化が起こらないようにす

基準値の一定の割合以下

係る過去の検査の結果が

切に取り扱い、濃度の変る。使用に当たっては適

合したこと。

(5)別表第18の2におい

臭素酸と塩素酸との

水質基準に関

ロム化合物の基準を「0

は省略することは差し支

保できなくなるため、

別表第20および別表第24

要検討項目から水質管

号

の一部改正につ

7別表第5、別表第6、

(同通知別添1

において、平成30年4月

山以下である

に改めることとした。

L以下であること。」

省令の規定に基づき厚生

たこと。

労働大臣が定める方法等

標準液の調製および検量

(3)別表第12において、

で標準液の濃度を上回る

一部の別表

その目標値を、これら2

物質の量の和として0・

正事項は次の通りであ

ع

途通知していることを申

書きおよび第4号におい

項第3号ハただし

六価クロム化合物に

できるとしたものであ 条件下で保存することが 用水道の設置者ならびに

びに厚生労働大臣認可の 的な助言であることなら

水道法第20条第

項の規定に基づく技術

第245条の4第 (昭和22年法律第

品基準および資機材材質

の改正を行った。

意事項は次の通りであ

の2において対象とする

施行規則の一部改正等に る省令の制定及び水道法 長通知「水質基準に関す

において、

ついて」(平成15年10

(4)別表第13と別表第16

項目を同時に測定可能で

水道事業者および水道用

期の水質検査について

別表第13において改正し

(1)総則的事項ならびに

あること、また試料採取

時の塩素除去剤の適用拡

004号)の一部改正に

い健発第1

れた場合は、厚生省生活 値を超えることが確認さ

た陰イオン混合標準液の

いては、適切な

を統一することが確認で

内閣府食品安全委員会

について」(昭和62年1

等衛生対策要領等の実施

別表第16の2 別表第13に統

の科学的知見に基づき、

の取扱いを参考に、

水道への加入を勧める 井戸等の設置者等に対し

飲用指導等に努めら

入および試料の保存期間

知指導方よろしく御配慮

水道事業者等に対する周

性能基準、ならびに水道に規定する給水装置浸出

15年厚生労働省告示第2

液による方法を追加した アンを混合した混合標準

の調製を可能としたこ

り、標準原液から検量線 の濃度を上回る場合に限

分子内に含まれる炭素鎖 びPFOAは、これらの

**入臣が定める方法(平成** 

施設の技術的基準を定め

告示」) について、昨今

以下「検査方法

の分析技術を取り巻く環

から100mLとしたこ ン標準液の調製量を

には留意すること。

厚生労働省健康局

る井戸等であって水道法

飲用水を供給す

等の適用を受けないもの

による高倍率の希釈操作

定の際はこれらを合算し

異性体が存在するが、測が直鎖状および分岐状の

自治法

本通知は、

る省令

(平成12年厚生省

に規定する薬

係通知について必要な改

給水装置の構造及び材質

の規定に基づき厚生労働

水質基準に関する省令

線の作成について、シア

ン化物イオン及び塩化シ

止を行うこととしたの

御了知の上、貴管下

成9年厚生省令第14号) の基準に関する省令 光度計による一斉分析法

質量分析法の対象項目

装置の末端に設置されて

5液体クロマトグラフ

別表第4に規定されて

-原子吸光

遒

件を満たす場合には使用 たものであっても一定条

ること

また、混合標準液の保

第13に統合するものであ 表第16の2を削除し別表 可能であることから、 とする項目を同時に測定

にする等所要の改正を行

第17条第2項の規定に基

水道法施行規則

するものであること。 することができるように

存性、

試料採水時の塩素

験の一部改正について

2六価クロム化合物の

除去剤の適用拡大および

ることが確認できたた

併せて改正するもの

法としてのフレー

子吸光光度法に「注1.

部改正について る薬品等により水に付加 的基準を定める省令の一 同省令別表第1に定め 水道施設の技術

度が確保できなくなるた

(L) の定量下限値の精

から六価クロム化合物を

とが確認できたため、 同時測定が可能であるこ

> 欄に掲げる基準に適合し 条第1項の別表第一の中 の基準に関する省令第2 給水装置の構造及び材質 いる給水用具について、

> > あること。

別添2を、別紙新旧対照局長通知別添1および

表の通り改正するもので

ているかどうかを同告示

令和2年4月1日から

加するものであること。

て確認する際は、「4分第2の「5評価」におい

以下の経過措置を設ける

(6)標準液に係る規定の

(別表第18および別

測定対象とする項目

面から

改正後の基準値の

第18の2関係)

別表第18の2におい

への塩素酸の追加(別表

であること」から「0・ 価クロム化合物の基準を こと」に改めるものであ される物質の基準および 別表第2に定める資機材 02 11/2 上以下である 材質の浸出液の基準 それぞれ、 び塩化シアンの混合標準 削除するものであるこ

法の整理・統合(別表第 検量線の作成について、 シアン化物イオン及び塩 液の追加(別表第12関係) とするものであること。 化シアンを混合した混合 標準液による方法を可能 いる標準液の調製および 別表第12に規定されて 仏陰イオン類の分析方 の範囲内で任意とするこ 合標準液について、 とに変更するものである としているところを一定 原液から精製水で希釈す の2における陰イオン混 **酸標準液および別表第18** 表第18の2関係) 別表第18における臭素

標準原液からも調製可能 いる検量線の作成のため に調製する溶液を金属類

あること。

光度法を削除するもので

設置されるものにつ

合物に係る分析方法か

について、六価クロム化

同告示「3分析方法」

に関する試験の一部改正

資機材等の材質

たこと。

の一部改正について 生労働大臣が定める方法

13および別表第16の2関

(1)開封後保存した場合

る省令の規定に基づき厚

追加(総則的事項関係) でも使用できる標準液の

別表第13に規定されて

いる陰イオン混合標準液

いて、開封後保存

として、水栓その他給水 ロム化合物に係る分析方 及び材質の基準に係る試 同告示第2の「3分析 給水装置の構造 て 定項目の一部改正につい 第9 水質管理目標設 所要の改正を行うもので 部改正について昨今の分 析技術の進歩により見直 残留塩素の検査方法の一 づき厚生労働大臣が定め る遊離残留塩素及び結合 の時までは、

3年4月1日から適用す 3第6について、

令和

りまとめるとともに、

なったことから、標準液 としたこと。PFOS及

である。

準の適用を猶予するこ 日時点で現に設置されて は、これらの大規の改造 いる資機材等について 改正後の基 え、下記の通り、施行に 生食発0330第1号) 当たっての留意事項をと 大臣官房生活衛生・ これらの改正を踏ま

日までの間は、従前の基 設置されている給水用具 その他給水装置の末端に 造の時までは、改正後のは、これらの大規模の改 設置工事が行われている 基準の適用を猶予するこ が行われている建築物に 給水装置または建築工事 準値を適用することとし の浸出液に係る基準につ いては、令和3年3月3 また、適用日時点です 労働省告示第95号) 厚生労働省告示第96号)

でに設置され、

準に関する省令の一部改 については、厚生労働省 目標設定項目の一部改正 の公布ならびに水質管理 厚生労働大臣が定める遊 安全審議官通知「水質基 改正する件」(令和2年 塩素の検査方法の一部を 離残留塩素及び結合残留

正等について(施行通知) により通知されたところ (令和2年3月30日付け

(2)第4について、

る方法等の一部を改正す る告示」(令和2年厚生 に関する省令の規定に基 省令第38号)「水質基準 条第2項の規定に基づき 令」(令和2年厚生労働 いて」の留意事項につ 省令の一部改正等につ **分等の一部を改正する省** 0第1号令和2年3月 いて(薬生水発033 およ

追加し、以降の注の番号

正を行うものであるこ

する基準に適合する場合

正値が同表の中欄に規定 析値の補正」における補

に限るものとすることを

#### 信頼される水道事業運営を目指して

株式会社水 機 テ ク ノ ス 明電ファシリティサービス株式会社 水 ing AM 株式会社 メタウォーターサービス株式会社

境 株式会社 日 立 プ ラ ント サ ービス

一般社団法人 日本水道運営管理協会(水管協)

会長 飯 嶋 宣 雄 代表理事 三 谷 博 徳

〒104-8307 東京都中央区京橋2-1-3 京橋トラストタワー18F 電話 03-3516-3980 FAX 03-3516-3981 http://www.suikankyou.jp.





給水装置工事 配管技能検定

詳細については、財団ホームページでご確認ください。

Q、給水工事 検索 https://www.kyuukou.or.jp

公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長真柄泰基 専務理事石飛博之

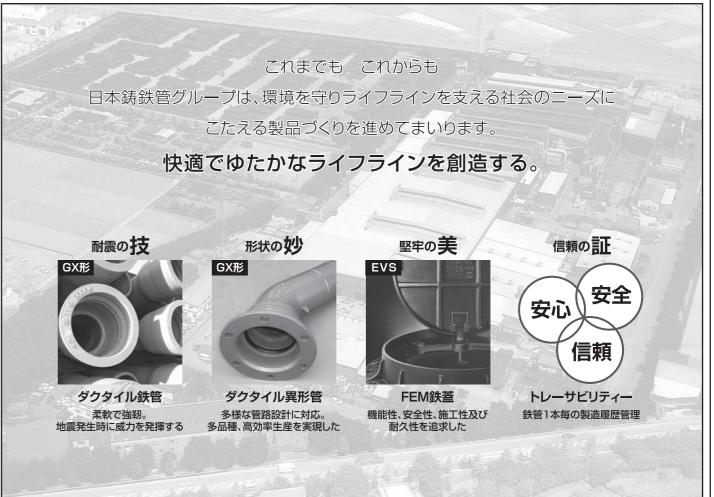
〒163-0712 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル12階 電話: 03-6911-2711 FAX: 03-6911-2716

## キレイにして返す技術





本 社 東京都千代田区丸の内 1-6-5 坂出工場 香川県坂出市江尻町 483-16 http://www.ishigaki.co.jp



#### 日本鋳鉄管株式會社

久喜工場:〒346-0193 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼一番地 ☎(0480)85-1101份 中部支社:〒451-0046 名古屋市西区牛島町5-2 ☎(052)582-9808份 北海道支社: 〒003-0821 札幌市白石区菊水元町1条2丁目3-8 ☎(011)871-4445份 九州支社: 〒812-0037 福岡市博多区御供所町1-1 ☎(092)282-0201份

https://www.nichu.co.jp/

て2

-MIB (2-メ

粉末活性炭」 JWWA規格 常設調査委員会では、 令和元年度第2回衛生 年12月18日に開かれた る課題を検討する。 および浄水処理に関す 会は、最新の水道水質

の記載に留めていた。

近年では各地の

材の衛生性調査専門委

「水道用薬品及び資機

員会」で検討を開始す

ることを審議、

承認し

質異常の監視・対策指

9」を発刊

価の規格化に向けて

13での2-

安定していなかったこ となどから参考として

生じやすく試験方法が

どを共有した上で、K吸着性能との関連性な

K113) にお

チルイソボルネオ

札仕様に2-MIB価

水道用粉末活性炭の入 的な除去を目的として 事業体でカビ臭の効率

価を規格化するこ

となどを審議、

件に関する検討も進んれ、試験方法や測定条を追加する動きが見ら

1)、「水道田 (JWWA

B 1 2

「水道用バタフ

監視対策指針改訂委員 もとに突発水質汚染の

いる。

口径バタフライ弁」

平成29年度に同委の

このほか「水道用大

た。

性炭の品質に関する評

の改正で一部部品の材

ライ弁」(同B138)

の議論を進め、衛生常会を設置し、改訂内容

水質異常に対する平時

は日水協HPを参照

日水協では、粉末活

でいる。

資することを目的に、

水系の水質保全に

質監視体制等を確立し、 る情報連絡体制および水 広域的な水質事故に対す

都5県の24事業体によっ

て同年1

| 月16日に | 利根

馬県企業局(副会長)▽

上下水道課【群馬県】群

前橋市水道局▽高崎市水

水系水道事業者連絡協

るシクロヘキシルアミン

· 埼玉、千

五霞町上下

ある。原因物質は群馬県

川市内の工場に由来す

「玉ねぎ腐敗臭事故」で利根川水系で発生した

本

を及ぼした。このような 葉の各都県に大きな影響 まざまな取組みを展開

協議会発足のきっかけ

昭和45年1

酸化塩素の検査方法の第 亜塩素酸および目標12一

もに、国や関係機関に対

絡体制の構築を図るとと

する要望や技術交流をは

じめ水質保全に関するさ

業体等で構成し、緊急連

#### 事業者連絡協議会は、 異なることに留意するこ 告示」)の別表第13では、 1イオンクロマトグラフ 利根川·荒川水系水道 利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会 以下、 改正後の検査方法 「検査方法 利 ことを確認した上で、亜 目について、 その後、荒川水系浦山ダ 議会」として発足した。 成分の分析に影響がない 法を追加した。検査方法 塩素酸と一斉分析を行う める方法の対象とする項 告示の別表第18の2に定 各測定対象 したこと。 (幹事) >沼田市都 (幹事) ▽桐生市水

意すること。 亜塩素酸の検査方法につ 濃度が低下することに留 ロマトグラフー質量分析 (3別添4に示す目標10 いずれの物質もその 第3として液体ク 農薬類の検査方法の別添 (5)別添4に示す目標15 リサストロビン及び5乙 と検査方法告示の別表第 マトグラフ―質量分析法 の適用範囲が異なること 方法5の2において、オ 農薬類の検査方法の別添 18の2では、塩素除去剤 に留意すること。 オリサストロビンのフ (4)別添4に示す目標15 ン酸 (PFOA) を追加 及びペルフルオロオクタ にペルフルオロオクタン 正したこと。 オホス及びプロチオホス方法25において、プロチ 農薬類の検査方法の別添 キシンの濃度範囲を改正 したこと。検査方法につ スルホン酸 (PFOS) オキソンの濃度範囲を改 したこと。 (7別添4に示す目標31 6別添4に示す目標15 ること。 新旧対照表の通り改正す Q 日付健水発第02090 する試験の一部改正につ い
て いて」(平成16年2月9 同通知別添1を別紙2 号)の一部改正につ

法を追加したこと。 ロマトグラフ―質量分析 いて、固相抽出―液体ク 及び資機材等の材質に関 令の一部を改正する省令 の技術的基準を定める省 水道課長通知「水道施設 2 厚生労働省健康局 て 水道環境部水道整備課長 3 厚生省生活衛生局

「ペルフルオロオクタン(1)第3の1(2)イに、

亜塩素酸が共存する場

また、亜硝酸態窒素と

ことができる。

ただし、第3液体クロ

ルバリル及びネライスト方法20の2において、カ

合

及びペルフルオロオクタ スルホン酸 (PFOS)

ン酸 (PFOA)」 を追

(2)別添4に示す目標10

いて、

したこと。

水道環境部水道整備課長 通り改正したこと。 て、 品の評価のための試験方 法ガイドライン」につい 4 別紙3新旧対照表の 厚生省生活衛生局

通知「水道水質管理計画

12年3月31日付け衛水第 ラインについて」 のための試験方法ガイド 通知「水道用薬品の評価 同通知別添「水道用薬 の一部改正につい いて

及びパーフルオロオクタ ンスルホン酸(PFOS) パーフルオロオクタ

他農薬類」について、別別表第6に掲げる「その る「要検討項目」および 項は次の通りである。 正したこと。主な改正事紙4新旧対照表の通り改 同通知別表第4に掲げ

ン酸(PFOA)を削除 は、水道の基盤を強化用水供給事業者におい と。 7K共合事業者において 水道事業者および水道 第2、 こ

令和2年4月1日から適第2の改正について、

に目標値を設定したこ

の取組みをお願いする。

70号) の一部改正につ 年12月21日付け衛水第2事項について」(平成4 の策定に当たっての留意 したこと。 したこと。 基づき、セトキシジム 会の食品健康影響評価 (2)内閣府食品安全委

ルタップの目標値を改 チオシクラム及びベン (3)内閣府食品安全委

源から給水栓に至る各段保」の内容も踏まえ、水 階における状況を考 2安全な水道水の確 慮

るための基本的な方針

今般の改正事項への

対応も含め、安全な水道

基づき、チアクロプリ 会の食品健康影響評価 水の供給を確保するため 小第135号)の第2の(令和元年厚生労働省告

の重要性は、公害を克服した今でも変わらない。 おける流域連携は古くも新しい課題と言える。 私しい課題と言える。水質分野における流域連携流域連携の重要性が高まりを見せる。水道界に 水道の基盤を強化す 本特集では水質に関する

水循環基本法の立法後、

# 要性高まる流域連携 取組

## な水源とする42の水道事 荒川の両水系を主 ムの完成を契機に、平成

現名称に改めた。 迎え、総会の会合は10 化を図る 構と連携した合同水質事 2回を重ねている。 近年 る水質事故への対応力強 故訓練を実施し、さらな 8年度に協議会の名称を は国土交通省や水資源機 加入団体は次の通り。 協議会の活動は50年を 川市上下水道局▽藤岡市 水道部▽入間市上下水道 水道局(幹事)▽飯能市 上下水道部▽狭山市上下 部▽群馬東部水道企業団 水道部▽安中市上下水道 上下水道部▽富岡市建設 市建設部上下水道課▽渋 (副会長) 【埼玉県】埼玉県企業局 町上下水道課▽

局(副会長) >古河市上 県】栃木県企業局▽宇都 ▽潮来市上下水道課▽稲 水道部(幹事)▽野木町 敷市上下水道部水道課▽ ▽足利市上下水道部▽佐 宮市上下水道局(副会長) 水道部水道課(幹事) 【茨城県】茨城県企業 --下水道局▽日光市 水道課【栃木 道企業団▽南房総広域水 局(副会長)▽銚子市水 務組合▽九十九里地域水 印旛郡市広域市町村圏事 北千葉広域水道企業団▽ ▽神崎町まちづくり課▽ 道局(幹事)▽野田市水 業【千葉県】千葉県企業 広域市町村圏組合水道事 寄居町上下水道課▽秩父 道部▽香取市建設水道部 川水道企

昨年度の厚労省への要望

同年9月に

準備を進めている。

は淀川右岸が異常な水質

38年の冬期渇水時に

料にSUS630を追

002」の改訂版

イルス感染症の拡大防いたが、新型コロナウ

針2019」が発刊さ質異常の監視・対策指

ムを立ち上げ、

事業

このほど、

に対する要望などの活動 域水道協議会」を設置し、 り、これま 発展させ、 腐敗臭事 に利根川水 始めた。昭 意見交換を 系で発生し で協議会を 故」がきっ 和45年1月 た「玉ねぎ 情報交換や

議会は神奈川県企業庁、 相模川·酒匂川水質協 を行うことで水質の保全

中心として「相模川下流 そこで、昭和42年4月、 および対策を推進してい 横須賀市の水道技術者を を及ぼすようになった。 ことで水道水質にも影響 年代、高度経済成長に伴 相模川水系では昭和40 水質汚濁が進行した 横浜市および の後、 団が加入した。 神奈川 名称については、

現在に至っている。 質協議会」に、平成6年59年6月から「相模川水 4月から現名称に改め、 平成27年度からは、 5 る。

査、関係先への広報、国系の水質についての調

る相模川および酒匂川

県民の水道水源であ

相互間の連絡を図り、神

構成される。水道事業体

水道企業団の5事業体で

水道局、神奈川県内広域

横浜市水道局、

川崎市上

る

同センターが一元的に対 時の初動対応につ たことを受け、水質事故 理センターに一元化され 事業体の水源水質検査等 水道企業団の広域水質管 の業務が神奈川県内広域

在、50周年記念事業準度 協力し実施している。 応し、5事業体が連携・ 、50周年記念事業準備年の節目を迎える。現 協議会は50 わらず、淀芸 や関係者の努力にもかか 絡協議会が結成された。 する淀川水質汚濁防止連 府県、利水団体等で構成 昭和33年7月1 水質が悪化した。そこで、 法規制の強化 川の水質は改 日に、国、

善の兆しが現れず、昭和

市域が連なり、上流からして淀川となる。流域都 京都府と大阪府の府境で木津川、桂川の三川が、 を代表する流域。宇治日 2府4県にまたがる日 琵琶湖・淀川水系は

検出されるなど、都市河等の微量有機化学物質が 薬品や有機フッ素化合物

## 相模川 • 酒匂川水質協議会

市の4事業体で「相模 水系水道事業者水質連絡 川崎市、 横須賀

協議会」を発足した。 県内広域水道企業 昭和 市上下水道局、伊丹市上 尼崎市公営企業局、 守口市水道局、枚方市上 下水道局、 大阪広域水道 水道局、吹田市水道部、

まな活動を展開してい 水質管理に関するさまざ 流域の水道水質の保全、 企業団、阪神水道企業団)

域の急速な開発に伴っては、昭和30年代以降、流 水道水源である淀川で 阪神間各都市の重要な 淀川から取水する7水 月24日に淀川水質協議 事業体により昭和40年

ど、活動は多岐にわたる る調査研究や情報共有 る連携、水源水質に関 じめ、事故時対応に関 国等への要望活動を

淀川水質協議会は9水 淀川水質協議 流域連携をけん引してきた3団体の活動を紹介

る。

質も悪化の様相を呈し 悪化をきたし、さらに昭 きた。こうした事態を 和39年には淀川左岸の 淀川から取水する されているのが特徴とな 下流まで取排水が繰り返

道事業体(大阪市水道局、

西宮

道事業体がこれまで以

に緊密な連絡を図り、

ニア態窒素でみると、現標であるBODやアンモ 汚濁に関する代表的な指 道の整備等により、河 コの発生などの水質障害 てはカビ臭・赤潮、アオ 養化が顕著になり、かつ 昭和40年代後半から富栄 整備や排水規制、 関係法

川の水質汚濁防止の徹

を期することが必要と

これらの経過を経て

こア態窒素でみると、現 体的に改善した。 しかし、河川水から医

年間20件以上発生してお 油流出などの水質事故が 念も広がっている。また、 特有の水質問題への懸

## 日本水道協会は、 水質異常監視・対策指 針を発刊

002」の改訂版「水汚染の監視対策指針2 進めてきた「突発水質 生常設調査委で検討を 汚染の監視対策指針2 衛 を進めてきた。 会合の開催を予定して 設調査委での承認を経 発刊に向けた準備

合同水質事故訓練

する衛生常設調査委員

3で定めているが、2

員が報告。振とう時の

速度や温度等の条件と

の検討状況について委

筋承認した「突発水質

令和元年度末に第3回

情報共有を行った。

の最新課題等について 書面審議で委員事業体

衛生常設調査委は、

会合で内容について大また、席上、前回の

議結果を承認した。 ついて、同専門委の審 加することの衛生性に

れたことが報告され

催が見合わせとなり、

止の観点から会合の開

-MIB価について 測定結果に誤差が

価試験方法等をK

日本水道協会が設置

粉末活性炭の品質評価

日水協・

衛生常設調査委

#### 異常に対象を限定して 物質による水源の水質 異常全般を対象として ビ臭や高濁度など水質 いたが、新たな指針で 従来の指針は、有害 基礎的な内容から、 全国で頻発するカ 介等、近年の現場ニー の広報を含めた対応、 ズにも対応している。 業務委託時の留意事 るとともに、 など実践的な内容とす の備え、異常時の対応 限を伴う給水継続」 C (税抜、会員価格は 販売価格は7500 自動水質計器の紹 0円)。購入方法 「摂取制





TEL 06-6708-0150 (代) FAX 06-6708-0210

検索機能充実の

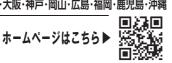


タブチ

TABUCHI WEB CATALOG

<支店 / 営業所>札幌・盛岡・仙台・高崎・新潟・千葉・土浦・さいたま・多摩東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・京都・大阪・神戸・岡山・広島・福岡・鹿児島・沖縄

検索





闭

## 信頼の証 水道GLP

0



1月に行われた盛岡市上下水道局浄水課水質管理センターの更新認証

制定時の委員

・事務局等

理事務所長▽西野二郎東東京都水道局金町浄水管

水質検査課長▽佐藤親房 橋清仙台市水道局給水部 **埠局事業部浄水課長▽高** 

**追局給水部水質管理担当** 

委員=高坂恒札幌市水

名古屋市上下

水道局技術

原健次、渡

(日水協)

市水道局浄水部水質試

後藤利枝、森田亮吉

浄水部水質試験所長

事務局(日水協)

渡辺進、

小野沢享、富岡透

米沢

水道局配水部配水課

■水道版GLP作成専

道企業団理事▽山下和雄 村一誠神奈川県内広域水

岡市水道局浄水部水質試

前長▽駒野吉憲函館市水

「今後の水質管理」構成

問題に関する検討会

■変革期を迎えた水道

水部水質課課長補佐▽

部配水課長▽河渕克馬福宮本晃広島市水道局配水

水部水質試験所長

野洋神戸市水道局参事 水質試験所担当課長▽ 恭子京都市水道局浄水

推進本部調整部副参事> 京都水道局多摩水道改革

所長▽有本敏之神戸市水 水道局水質管理センター 主幹▽林潔彦京都市上下 局工務部水質試験所研究 佐▽寺嶋勝彦大阪市水道 野市水道局浄水課課長補 質管理課長▽渡辺武師長 幹新潟市水道局技術部水 本部浄水部主幹▽大沼博

所研究主幹

副委員長=高坂恒村

市水道局工務部水質試

委員長==

門委員会構成

#### 40機関が認定取得

定業務を開始しました。 う、平成16年9月に水道する際の一手段となるよ に、水道事業者または水準)となりました。さら れ、信頼性保証体制の確水道法の一部が改正さ 水道法第20条第3項に規 P」を日本水道協会にお 水質検査優良試験所規 信頼性確保の体制を導入 めた水道水質検査機関が **道用水供給事業者(以下** 立が登録の要件(登録基 いては、平成15年7月に 定する水質検査機関につ いて作成し、翌年より認 水道事業者等」) 同様な水質検査の信頼 いわゆる「水道GL も含

水道協会で、工務部水質認定業務の主体は日本

を行います

事前にシステムを構築

営方針にしています。

の確保に努めることを運

度管理を実施し、 育訓練や内部精度管理に らつきに差が生じます。 での検査員としての指名 当者の力量を確認した上 熟度により検査結果のば 書により同じ検査を実施 在においても、同じ手順 より検査担当者の自己精 「水道GLP」では、教 機器分析が普及した現 検査担当者の習 検査担 G L P 理に参加し評価を受ける 県が実施する外部精度管 る機関は、 また、国および都道府 国よりも厳しい評

ている傾向にあります。 実施する外部精度管理に 価基準を設定し、 おいて、正確な結果を得 実施することも要請して 応じて的確な是正措置を います。このため、「水道 を取得されて、 厚生労働省が 必要に ます。 性評価が適正に行われて いることも含めて審査し 標準作業手順書の審査 検査方法の妥当

が 17

「水道GLP」は水 025があります 性保証システムとしては

道の水質検査機関の実情

び品質管理システムの見 漏れなどの指摘は依然多 載や曖昧な表現、告示法 容が反映されていない記 い状況です で要求されている事項の 〇内部監査の実施およ 告示法等の改正内

道大学大学院工学研究院

朝霞浄水管理事務所長▽

浄水部水質試験所長

水道局水質センター

[県内広域水道企業団

前委員=宇田一弘東

施設部水質管理担当部

担当部長

>広田忠彦広島市水道

>阿部徹義福岡市水道局

▽高橋和彦東京都水道局

委員長=松井佳彦北海

水道GLP運営委(令和元年度)

環境創生工学部門教授

医薬品食品衛生研究所生

三全国給水衛生検査協会

画調査課長▽加藤正治 都水道局水質センター

部春日井浄水場長▽加

林潔彦京都市上下

**百屋市上下水道局水道** 

水統括担当部長▽船坂鐐 村田幸一大阪市水道局浄

委員=五十嵐良明国立

**沽衛生化学部長▽菊池修** 

仙台市水道局浄水部長

り構成される品質管理シ ることを確認し、 つ効果的に運営されてい ステムが継続的に適切か マニュアルや規定等によ 必要な

ビュー) 直し(マネジメント・レ ーは、運営管理者が品質 に実施するものです の有効性を判定するため ることを検証するもので 順に従って遂行されてい および関連する結果が手 あり、品質管理システム 内部監査は、品質活動 マネジメント・レビュ 関では、 につ 組みで運用されている機 の認定システムと同じ 関が多い状況ですが、 適正に運用されている 変更・改良を導入する なる傾向が見受けられ めに実施するものです。 いての評価が曖昧 「水道GLP

ことを検討しています

で、審査を簡素化して、手 少する傾向にあります の更新を経た水質検査 考えています。また、数度

指摘事項等が減

す。今後、このご意見を参

○検査精度管理の実施

しを行っていきたいと

審査システムの見

染症対策についても、

ること、

書が告示法を遵守してい

は

検査の標準作業手順

い、認定取得機関からのアンケート調査を 令和元年度から審査 ■今後の展開

意見をいただいてい

認定取得機関からご えた上で、 した上で、 いきます。 想定されます。 要になってくるケースも の審査方法の見直しが必 (日本水道協会水質課) います。 改善を図って 今後「水

から15年 なお、「水道GLP」で 改善重

く必要がある水質検査機 ある一方、基本的な内容 を改めて確認していただ 自己確認を行い、 部監査や精度管理により ていただくことです。 の責務や権限を明確に ムの基本は、文書により 手順を定めて履行し 水道GLP」システ ルを確立して責任者 不適正

摘事項や要請事項がほと 審査を迎えています。 分に確立され、新たな指信頼性確保の体制が十 んど無い水質検査機関が ■運用の基本

頼性の保証が求められ 水質検査も同様に高い信 直接口にすることから、 **連利用者が飲料水として** 

の向上を図り、

水質検査

検査機関の社会的信頼性 務を取り扱うこと、水質 ます。また、公平に認定業

業務の社会的信頼性の維

水道水の安全情報

確認の中間審査と4年ご

ンス審査と呼ばれる維持

認定後は、サーベイラ

との更新審査を繰り返

ほぼ2年ごとに審査

す。 機関に不利益が生じない

判断 いと思います

○記録の保存 ■運用上での重要事

しています。

ので、

避けるようにお願

頼性自体に疑義が生じる

コロナ禍において水道水の安全性に改めて関 心が向けられる中、水質担保に大きな役割を果 たすのが水質検査である。日本水道協会ではそ の検査体制の信頼の証とも言える水道GLP (水道水質検査優良試験所規範)の運用を長年 水道事業体の水質検査部門および登録 検査機関が行う水道水質検査結果の精度確保と 信頼性保証に寄与してきた。水道GLPの経緯 そして近年の取組みについて、日水協 工務部水質課に寄稿いただいた。

> けて米国において制定さ 試験業務を行う試験所の oratory 規範(Good ■水道GLPの経緯 信頼性を確保するための 1ce)の略称で、 Pとは優良試験所 L a b P r a 項を追加して、水道水の実施に当たって必要な事 は、 規範となっています。 水質基準検査に特化した

> > す。なお年1回、有識者局として運営していま

課が水道GLP認定事務

ただいて確認を行い、現する文書や記録を送付い

ただいて確認を行

実 現

る水質検査機関等もまだの整合性に苦労されてい 関や他の認定システムと

委員会を開催し、第三者 からなる水道GLP運営

示法に沿った検査手順の

際の運用状況の確認や告 地の審査で質疑の上、

まだ存在する状況です。

安価な料金設定で運用

審査結果は報告書として 履行の確認を行います。

有識者で構成す

の目から、

適正な運営が

運用目的 水道GLP」

保することにあります。 適正に検査を実施し、 質検査結果の信頼性を確 が管理された体制の下で 認定業務の遂行に当た 水道の水質検査機関 部門が74カ所、 行われていることを確認 しています

日本では、医薬品分野

980年代の早に

規認定についても、毎年定を取得しています。 検査機関が66カ所の り、令和2年4月末現在、 水道事業者等の水質検査 ら約15年が経過してお 40の水質検査機関が認 認定業務を開始してか 登録水質 だき、 る認定委員会で審議いた

しており、早期に認証を始からすでに15年が経過 間70件前後の審査を行っ ております。 「水道GLP」は運用開 認定の可否の判断 でいます。審査員

改正により平成8年に導

り

方針および手順は差

別的に行うことなく、

公

も食品衛生法施行規則

食品衛生の分野で

人されました。

水道水においても、

水

中立かつ厳正に行う

~4機関からの申請を認定についても、 毎年

ことを基本理念にしてい

受けています。

得た水質検査機関では、 4回目のサー ベイランス 証の書き換え等の被認定 半年間の延長および認定 査を延期し、更新期間の て4月から9月の間の審 ルス感染症予防対策とし

検査が行われているこ

います

が生じた場合、

んのこと、水道に対するが保証されるのはもちる

社会的な責任を負って

ど、参考になることも多対する対応状況の確認な る立場から不適正業務 公定法等の改定

年度は、新型コロナウイ 値上げしました。また今 算性の改善を図るため、 令和2年度から手数料を してきましたが、事業採 おいては、公定法に沿 者等の職員の方には参 ありますので、水道事 が苦手としている部分 る業務のコントロー ステムの構築と改善に た信頼性のある水道水 になると思われます。 いう作業は「公」の組 認定の取得に際し、 登録水質検査機関

れるデ チェックの記録のような 分析機器に自動で記録さ な記録を保存すること、 分析結果のみではなく、 ータや使用薬品の

採水から結果報告までの 連の流れが遡れるよう 上上」では、

やシステムの改善を行う ことが運用の流れになり 業務の是正やマネジメン 明できることも、信頼性実施されていることが証 確保のためには重要で 項ですが、適正に検査がことはもちろん重要な事

正確な検査結果を出す

また鉛筆等による修正が 大きな助けとなります 確認は、その後の判断の 確に行われていたことの 次記録の保存も要請し 万が一検査結果に疑義 検査が正



1946年に香川県で創業して以来、

たえず姿を変え続ける水の課題に向き合ってきました。

私たちは、常に考えています。

より良い社会のために、水を活用できないか。

より良い未来のために、水とどう接するべきか。

水環境や水インフラを通じて、暮らしを豊かにしていく。

エネルギー分野や、防災・減災への取り組みなど、

新たな可能性に挑戦し、その価値を拡げていく。

私たちは、水の綜合企業として、これからも進み続けます。

